

群馬県薬物乱用対策実施要綱

第1 趣旨

今日、我が国の覚醒剤を中心とした薬物乱用は深刻な状況にあり、当本部では、その乱用防止に取り組んできたところである。

しかしながら、覚醒剤の乱用が依然として高水準で推移していることに加え、乱用者の低年齢化や乱用薬物の多様化が進むなど、薬物乱用問題は未だ予断を許さない状況が続いている。

このような事態に対処するため、薬物乱用防止対策の実施に関し、必要な事項を策定し、関係機関・団体と連携してこれを強力に推進することを目的とするものである。

第2 主唱及び実施機関

群馬県薬物乱用対策推進本部が主唱し、これを構成する関係機関等が推進するものとする。

第3 実施期間

年間を通じて実施するものとする。

第4 実施事項

(群馬県薬物乱用対策推進本部の関係機関及び団体における実施事項)

1 各種啓発活動の強化

- (1) 各種広報活動の推進
- (2) 各種運動を通じての啓発活動の推進
- (3) 青少年に対する啓発活動の強化
- (4) 薬物乱用防止指導員による啓発活動の推進
- (5) 「ダメ。ゼッタイ。運動」促進事業の推進
- (6) 薬物乱用防止対策班による啓発活動の推進

2 取締りの強化及び厳正な処分等

- (1) 密売等の取締り
- (2) 乱用者に対する取締り
- (3) 青少年に対する補導等
- (4) 麻薬取扱者に対する立入検査等の徹底
- (5) 薬物乱用者等による事件・事故の防止
- (6) 厳正な処分

3 再乱用防止のための措置

- (1) 薬物乱用者等の実態把握の徹底
- (2) 薬物事犯者等に対する教育・指導の強化及び医療の充実
- (3) 保護観察の充実強化
- (4) 相談窓口体制の充実と一般への周知徹底
- (5) 薬物乱用青少年に対する支援強化
- (6) 薬物依存症者の支援強化

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。